

郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会
現状と課題等に関するワーキンググループ（第8回）
議事要旨

1 日時：平成29年1月31日（火）13:00～15:05

2 場所：総務省11階 総務省第3特別会議室

3 出席者：

(1) 構成員

米山主査、東條主査代理、池田構成員、大谷構成員、大橋構成員、佐々木構成員、井手
検討会座長代理、関口構成員、竹内構成員

(2) 事務局（総務省）

安藤郵政行政部長、岡崎企画課長、北林郵便課長、中山国際企画室長、牛山貯金保険課
長、梅村保険計理監理官、森田信書便事業課長、松岡郵政行政総合研究官、渡辺郵便課課
長補佐、馬宮郵便課課長補佐

(3) 関係省庁

文部科学省	常盤木祐一	初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長
	土生木茂雄	高等教育局 視学官
	伊佐敷真孝	生涯学習政策局生涯学習推進課民間教育事業振興室長

厚生労働省	佐山理絵	医政局看護課 教育体制推進官
	中川良昭	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課 指導係長
	吉岡明男	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課 課長補佐
	佐藤伸	労働基準局監督課 課長補佐
	白川由梨	職業能力開発局キャリア形成支援課 職業能力開発指導官
	村木健治	雇用均等・児童家庭局保育課 保育士対策係長
	川部勝一	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 室長補佐
	望月聡一郎	社会・援護局障害保健福祉部心の健康支援室 障害保健専門官
	佐藤美雄	老健局振興課 課長補佐

4 議事次第

(1) 開会

(2) 議題

① 第三種・第四種郵便物に係る関係省庁ヒアリング

② その他

(3) 閉会

5 議事要旨

(1) 第三種・第四種郵便物に係る関係省庁ヒアリング

【文部科学省】

文部科学省から資料1「文部科学省ヒアリング資料」について説明した。主な質疑

応答は次のとおり。

大谷構成員：第四種郵便物が廃止された場合の試算をされているが、授業料との比較だけではなく教育を受けるための様々な経済的負担を含めた試算はないのか。その中で郵便料金がどのような位置づけなのか、相場観を知りたい。例えば、資料1の22ページ。負担の増加割合である36%は大きい数字と見えるが、実際の負担額と比べてどうなのか知りたい。公益性を担いつつも一民間事業者に対して、一定の法的な義務付けることの正当性を確認したい。

意見となるが、通信教育は戦中、戦後に不当に教育の機会を奪われた方に対して強力なツールとして活用されたと理解している。しかし、今では通信教育の意義が変わっている。裕福で時間的な余裕もある方と経済的に困窮されている方に対して同じように政策的に低廉な郵便料金を維持する必要があるかどうかには疑問に感じている。御省で特に困窮されている方に重点的に対応できる施策があれば教えていただきたい。

文部科学省：大学の通信教育課程については、お示しした経費概算には教材代等も全て含まれている。お示した額以外に経費のかからない大学がほとんどである。ただし、スクーリングを義務付けている大学の場合には別途交通費がかかる。

認定社会通信教育については、団体によってばらつきがあるものの、中には通信運搬費の割合が高いところもあり、負担は決して小さいものではないと考えている。

他の支援策について、大学の場合には給付型奨学金が議論されている。まだ詳細は決まっていないが、昨年12月の審議会の取りまとめにおいては、給付型であるため、所得はかなり制限されるということが述べられている。例えば非課税世帯は給付の対象になるかもしれないが、社会人は所得があるのでおそらく給付対象にはならないと思う。

高校については、私立A高校の場合、施設費で年間1万円、入学金で3万5000円必要となる。また、公立C高校の場合、施設費はほとんどかからず、入学金は不要。このような状況を鑑みると、高校の場合、郵便のコストは非常に大きいと考えている。

井手座長代理：通信教育の重要性を否定するものではないが、通信制の大学あるいは放送大学の場合、4年間で卒業する生徒は非常に少なく、追加で1～2年間分の授業料を支払っているのが実態だと思う。大学の通信教育課程の授業料がどの程度のトレンドで上昇しているのかお示しいただきたい。授業料は値上げしていると思うが、その中で第四種郵便物は値上げしてきておらず、人件費などを削減してやってきた。授業料と比較して、今後の話として、郵便料金を値上げするという選択肢もあるのではないかと。

文部科学省：大学通信教育の授業料の推移は、今資料がないため、後日提出させていただきます。

東條主査代理：高校の通信教育において、添削指導が非常に重要なことはわかるが、スマートフォンを持っていない高校生はどの程度いるのだろうか。スマートフォンのカメラ機能が高度化しており、写真撮影して、やりとりをするだけであればコストはほぼ0である。また、大学の場合、我々が問題にしているのは郵便料金であって、もしスクーリングが必要ということであれば、

大学に来たときに教材を持って帰れば済むのではないかと思っている。

さらに、昨年10月の書面での回答では、社会通信教育の振興に必要な経費に関する予算について削減、廃止されているとのことであったが、財務体質が万全でない民間事業者がユニバーサルサービスを負担するに当たって、どの範囲のユニバーサルサービスを政府が支援するのかと誰が負担するのかの2つの観点から考えている。御省で予算の削減、廃止をする一方で、一民間事業者に負担させるのはいかがなものかと思うがどうお考えか。

文部科学省：大学の通信教育課程におけるスクーリング時に教材を持ち帰ればいいのではないかとのご指摘だが、スクーリングは夏休み等校舎を使用しない期間を利用して行う場合が多いため、スクーリング期間以外は教材なしで学修をしなければならないし、一学期分の重い教材を一度に持ち帰るのは現実的ではない。

全日制の高校でもまだ紙での教育活動が主流であり、通信制でも先生の手書き添削が圧倒的に主流で、これでコミュニケーションを取っている。ICT化を進めている学校もあるが、それでも生徒からの要望により手書きの部分も残っている。また、スマートフォンは学校教育には活用されていないのが、高校の実態だと思っている。

社会通信教育については平成22年度の行政事業レビューにおいて事業の必要性や内容の再検討の指摘を受け、普及の目的をある程度達成したとして廃止した。当時の事業の内容は、受講者の経済的負担を支援するものではなく、文部科学省として社会通信教育を振興するためのもの。なお、団体の認定に係る経費については、現在でも引き続き生涯学習推進課の予算から支出している。

大橋構成員：主に高校と大学について質問したい。インターネットにツールを移していくという文部科学省の施策がある一方で、現場がついていけない印象を一部受ける。現場の声に寄り添って郵便料金を低くしたままにすると、現状が固定されたままになると考える。若干現状を変える意味でも再整理が必要ではなかろうかとの問題意識を持っている。ただ、大きなICT化の流れの中で、施策との整合性をどう考えるのかは段階を踏む必要があると思う。すぐに郵便料金を上げることはできないが、数年かけて上げていくという方法もあると思う。

また、全日制高校と通信制高校における経済的負担等困難を抱える学生の割合をお示しいただいたが、第四種郵便物から第一種郵便物へ変わったときに経済的負担等困難を抱える家庭へのインパクトがどの程度になるのか明確に教えていただきたい。

さらに日本郵便が一民間事業者になった時点で、文部科学省の施策を一民間事業者にどこまで負担させるかの整理は必要。

文部科学省：通信制の高校でも、講義型の授業の視聴にICTを使うことが増えている。しかし、マークシート式でないコメントを付けることが不可欠な添削指導には郵送が必要なのが実態。現状が固定されたままになるというご指摘はごもっともだと思うが、当面、学生の学習には郵送が効果的である。

また、通信制高校に通っている生徒は相対的に困窮している家庭が多く、世帯年収250万未満で2～3万円の負担増加はとても重い。

民営化していることは重々承知しているが、高校に限っていうと、通信制課程に通っている高校生は全国にいるため、ユニバーサルサービスの理念に合致すると考える。通信制は全日制・定時制に行けない高校生の受け皿となっている。郵政民営化の中での議論であることは重々受け止めながら対応してまいりたい。

また、美術系の大学の場合、作成した彫像等のうち第四種郵便物の範囲を超える大きなものなどは、第一種郵便物で送っているが、そうでないものは第四種郵便物で送っている。今後も制度を維持していただければと思う。

佐々木構成員：インターネットを利用した教育が増えている一方で、郵便の利用率の減少はあるのか。また、添削指導にしてもインターネットを利用する余地はあると思うが、推進する施策はあるのか。

文部科学省：多額の維持管理費を投じて、インターネットを利用した添削指導も可能となる「ネット学習コース」を開設している高校もあり、このような高校では郵便の利用が減少していると思うし、こうしたことが広まれば、将来的には郵便の利用は減ってくると思う。

米山主査：大学人として通信教育の意義については120%理解する。また、第四種郵便物の必要性についても、ICTのご説明を含めてよく理解できる。ただ、制度の理念を実現するための第四種郵便物の必要性の程度についてご教示いただきたい。仮に第四種郵便物が廃止されると、郵送料の増加分が授業料に転嫁され、高校教育を受ける著しい制限になるとの説明だが、もし高い公共性があるのであれば一民間事業者に負担を負わせていいのか疑問である。

一民間事業者として、コストに見合った料金に見直すとなった場合、多少の価格変化であっても、制度の根幹を揺るがすことになるのか。多少の価格変化ならば柔軟に対応できるのか。

文部科学省：公立の通信制高校の場合、生徒から添削課題を3回まとめて送ってもらう等、少しでも家庭の負担を減らす工夫をしている実態がある。

社会通信教育については、社会教育法の制定当初から「社会のあらゆる階層やあらゆる地域の人々に勉学の機会を与える」という意義は変わっていない。その実現のための第四種郵便物の重要性も変わっていない。

米山主査：今回のヒアリングでご紹介いただいた教育現場の意見も受け止めて検討していきたい。

【厚生労働省】

厚生労働省から資料2—1から2—9「厚生労働省ヒアリング資料」について説明した。主な質疑応答は次のとおり。

大橋構成員：教育訓練給付金についてお伺いしたい。対象となっている資格が多岐に渡っていて、他の通信教育と趣が違うように感じた。受講者層も幅広く、どのように第四種郵便物の低廉料金を当てはめるべきなのかと思った。

教育訓練給付の中に郵送料金は含まれているのか。もし含まれていないとしたら、教育訓練給付に郵送料金を含めてもいいのではないかと。

厚生労働省：社会人の学び直しを支援しているため、他の通信教育と比較して特定の要請が見えにくいと思う。一方で、特定の資格に関する人材養成だけでなく、非正規雇用者や離職者を含めたキャリアアップ全般についても大きな

要請があるため、厚生労働省として支援させていただいている。

ご質問いただいた郵送料金の取扱いについては、学校側が郵便料金も含めて受講料を設定しているとすれば理想的には郵送料金も給付の対象に含まれ得ると思っている。しかし、教育訓練給付と第四種郵便物の支援の観点とは異なること、通信教育の公益性は今も昔も変わっていないことから、制度の維持をお願いしたい。経費の負担が社会人の学び直しの大きな阻害要因の1つであり、そのために給付があり、給付に郵送料金が含まれているからといって、郵便料金を上げられてしまうと本末転倒になる。

井手座長代理：実際の通信教育利用者数の説明が全くなかった。通信教育利用者がどの程度いて、郵便料金をどの程度負担しているかが全く分からず、検討しようがない。

米山主査：後ほど教えていただきたい。

東條主査代理：制度の概要を知りたかったわけではなく、資格取得の経費に占める郵便料金の割合を知りたかった。

厚生労働省：社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事の場合、養成施設数が多いので調査に時間がかかる。

東條主査代理：私見だが、資格取得に係る経費は原則、受益者負担だと考えている。将来得られる収入から負担してもらえればよいのではないか。そうではなくて、人材育成が重要な公益だと考えるのであれば、御省で予算措置をすべきではないか。

厚生労働省：予算措置をするかどうかについての明言は避ける。実際の通信教育利用者数や資格取得の経費に占める郵便料金の割合についての調査は全数調査をする必要があるのか。それとも抽出調査で足りるのか。

東條主査代理：可能な範囲でお願いしたい。

米山主査：制度の意義は重要だと思うが、利用にばらつきがあるように感じる。つまり、登録養成施設の全てで第四種郵便物を利用している場合もあれば、同じ資格でも第四種郵便物を利用している施設と利用していない施設に分かれる場合もあった。公共性をどこに求めたらいいのか。例えば看護師の場合、19校のうち18校が第四種郵便物を利用しており、1校は第四種郵便物を利用していない。

厚生労働省：看護師の場合、調査において「休業期間の2年間で送受する必要のある書類を100%とした場合のそれぞれの方法による割合」を聞いている。第四種郵便物を使っていない1校の利用割合は、第四種郵便物以外の郵便が30%、メール便が50%、インターネットが20%であった。

米山主査：他の資格でも、事後的にお示しいただけるようであればお願いしたい。

大橋構成員：民営化した中で、従来とは異なる特段の公共性があることを説明していただく必要があるのではないかと。日本郵便という一民間事業者の財務体質が厳しい中で、何らかの形で従来のやり方を見直さなくてはならない。インターネットに移行させるためにも第四種郵便物の適用範囲をどう考えるのか検討する必要がある。受講者が負担できるのであれば郵便料金を負担していただくという考え方もあると思う。代替手段の増加等社会状況の変化を受けてもなお制度を維持しなければ、受講する必要のある人が受講できなくなるという説明をしていただきたい。

厚生労働省：看護師の場合、ある養成施設では入学者の約4割が「教材のやりとりが

郵便のみということ、その養成施設を選んだ」と回答している。

また、介護士の人材の確保は喫緊の問題となっている。少しでも志のある人を集めるために、使える制度は使いたい。

大橋構成員：今ご説明いただいた内容について、郵便料金が占める割合は微々たるものだと感じる。また、養成施設のマーケティングを郵便制度でやるのかという見方もできる。

厚生労働省：構成員の皆様の問題意識は、おそらく日本郵便という一民間事業者にどの程度公益性を負担させるのかということだと思う。民営化当時、社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事の通信教育に第四種郵便を適用するに当たって、当省で政策的意義を検討していると思ったので、過去の資料を調べたが保存期間が過ぎており明確なものを見つけることはできなかった。また、今回のヒアリングまでに作業時間も少なかった。政策的意義を費用対効果も含めて整理するには、過去のものをひもとかないと、行政側として判断できない。その点をご理解いただきたい。

佐々木構成員：精神保健福祉士養成施設ではeラーニングを実施しているとのこと説明があった。全体的なトレンドとしては、eラーニングは進みつつあり、今後郵便の利用は減っていくと考えているのか。

厚生労働省：精神保健福祉士養成施設でのeラーニングについては、平成27年度実績で7校13課程で行われ、平成28年度は新たに1校においてeラーニングを実施したというのが実情。入学する年齢層は毎年変わるため、インターネットを用いた教育を義務づけられず、eラーニングの普及により郵便が減るどうかは正直わからない。大きな流れとしてはご指摘のとおりだと思うが、ここ数年で見ると、インターネットを導入したことにより、郵便の利用が激減していることはないというのが、養成施設に聞いた印象。

米山主査：日本郵便は一民間事業者になったのだから、コストに見合った価格設定をすることも考えられる。もしそうなった場合に、制度自体が成り立たなくなるようなことがあるのか。どの程度であれば、制度を維持できるのか。第四種郵便物が相当な重要度を占めているものがあれば、ご説明いただきたい。

厚生労働省：養成施設ごとに事情が異なるため一概に答えるのは難しい。

(2) その他

次回の本WGの開催日時は、別途連絡することになった。

以上